|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第 １ 章　総則  （名称）  第 １ 条　この法人は、**一般社団法人浦高同窓会**（以下「当法人  という。）と称する。  ２　当法人は、**通称を麗和会（れいわかい）**と称する。  **（事務所）**  第 ２ 条　当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。  第 2 章　目的及び事業  （目的）  第 ３ 条　当法人は、会員相互の親睦を図り、併せて埼玉県立浦  和高等学校（以下「母校」という。）の発展に寄与すること  を目的とする。  （事業）  第 ４ 条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行  う。  （１）講演会、懇親会等の開催及び記念事業  （２）会報及び名簿の発行  （３）母校及び在校生への支援活動  （４）**前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業**  第　３　章　会員  （会員の構成）  第 ５ 条　当法人は正会員及び特別会員をもって構成する。  （１）正会員　　埼玉県立浦和中学校及び埼玉県立浦和高等学  校の出身者  （２）特別会員　母校の現・旧教職員  **（経費等の負担）**  第 ６ 条　**正会員は、**当法人の事業活動に経常的に生じる費用に  充てるため、**一般社団法人浦高同窓会規則（以下「規則」と**  **いう。）に定める入会金、終身会費等の必要な経費を支払う**  **ものとする。**  **（会員総会）**  第 ７ 条　毎事業年度毎に１回、会員総会を開催する。  **２　会員総会では、理事が社員総会及び理事会の決議事項に**  **ついて報告する。**  **第 ４ 章　代議員**  **（代議員）**  **第 ８ 条　本会に代議員を置く**こととし、代議員は、卒業回別同  期の会、地域職域同窓会、クラブ活動ＯＢ会及び理事会から  推薦された正会員である代議員候補者の中から、**社員総会に**  **おいて選任する。**  **２　代議員候補者の推薦方法及び代議員の定数は規則に定め**  **る。**  （代議員の職務）  第 ９ 条　代議員は、社員総会の構成員として、この定款及び規  則に定める職務を行う。  （代議員の任期）  第 １０ 条　代議員の任期は、選任後２年以内に終了する最終の  事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、**再任を**  **妨げない。**  **（代議員が欠けた場合）**  **第 １１ 条　代議員が欠けた場合、当該代議員の推薦母体は補充**  **の代議員候補者を推薦することができる。ただし、補充され**  **た代議員の任期は前任者の任期が満了すべき時までとする。**  **第 ５ 章　　社員**  **（社員）**  **第 １２ 条　代議員及び第２５条に定める役員をもって、「一般**  **社団法人及び財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」**  **という。）に定める社員とする。**  ２　社員は、第6条に定める入会金、終身会費等の必要な経費  を支払わなければならない。  （任意退社）  第 １３ 条　社員は、いつでも退社することができる。  （除名）  第 １４ 条　社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の  決議により当該社員を除名することができる。  （１）この定款又は規則に違反したとき。  （２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたと  き。  （３）その他除名すべき正当な事由があるとき。  （社員の資格喪失）  第 １５ 条　前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当  するときは、その資格を喪失する。  （１）総社員が同意したとき。  （２）当該社員が死亡したとき。  （社員名簿）  第 １６ 条　当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿  を作成する。  **第 ６ 章　社員総会**  **（構成）**  **第 １７ 条　社員総会は、第１２条に定める社員によって構成す**  **る。**  **（権限）**  **第 １８ 条　社員総会は次の事項について決議する。**  **（１）社員の除名**  **（２）理事及び監事の選任又は解任**  **（３）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承**  **認**  **（４）定款の変更**  **（５）解散及び残余財産の処分**  **（６）第６条「経費等の負担」に関する規則の制定及び改正**  **（７）第２７条「役員の選任」に関する事項のうち、理事の**  **選出母体別配分や年齢制限等、詳細に関する規則の制定**  **及び改正**  **（８）第３０条「役員の任期」に関する規則の制定及び改正**  **（９）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款**  **で定められた事項**  （開催）  第 １９ 条　社員総会は、定時社員総会として事業年度終了後３  か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。  （招集）  第 ２０ 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、  理事会の決議に基づき代表理事が招集する。  ２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員  は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の  理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。  （議長）  第 ２１ 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。  （議決権）  第 ２２ 条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個と  する。  **（決議）**  **第 ２３ 条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有す**  **る社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもっ**  **て行う。**  **２　前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上で**  **あって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもっ**  **て行う。**  （１）社員の除名  （２）監事の解任  （３）定款の変更  （４）解散  （５）その他法令で定められた事項  （議事録）  第 ２４ 条　社員総会の議事については、法令で定めるところに  より、議事録を作成する。  第 ７ 章　役員  （役員の設置）  第 ２５ 条　当法人に、正会員の中から次の役員を置く。  理事　　３名以上**３６名以内**  監事　　２名以上**３名以内**  **２　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長、１０名以内を**  **常務理事とする。**  **３　前項の会長のほか、副会長のうち２名をもって、一般法人**  **法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法上の業務**  **執行理事とする。**  （名誉会員、顧問）  第 ２６ 条　当法人に名誉会員、顧問を置くことができる。  ２　名誉会員は、本会及び母校に対して特に功績のある者とす  る。  ３　顧問は、会長の相談に応じる者とし、母校の現校長は顧問と  する。  （役員の選任）  **第 ２７ 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任す**  **る。**  **２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事**  **の中から選定する。**  **３　前項の副会長のうち、代表理事となる２名は、理事会の決**  **議によって選定する。**  **４　名誉会員及び顧問は、社員総会の決議によって会員の中か**  **ら定める。**  （理事の職務及び権限）  第 ２８ 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定め  るところにより、職務を執行する。  ２　会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人  を代表し、その業務を執行する。  ３　副会長は会長を補佐する。  **４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当**  **法人の業務を分担執行する。**  ５　会長及び常務理事は、毎事業年度毎に４箇月を超える間隔  で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけ  ればならない。  （監事の職務及び権限）  第 ２９ 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める  ところにより、監査報告を作成する。  ２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を  求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ  る。  （役員の任期）  第 ３０ 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度  のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、  再任を妨げない。  ２　監事の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち  最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任  を妨げない。  ３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任  期の満了する時までとする。  ４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなると  きは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任  された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義  務を有する。  （役員の解任）  第 ３１ 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任する  ことができる。  （役員の報酬等）  第 ３２ 条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事  が事務局長又は事務局員を兼ねる場合は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の規準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。  第 ８ 章　正副会長会  （正副会長会）  第 ３３ 条　会長及び副会長をもって正副会長会を組織し、次の  事項を審議する。  （１）当法人の事業活動の発案等、当会の運営に必要な業務  （２）理事会に提案する事項  （３）その他、正副会長会が必要と認める事項  第 ９ 章　理事会  （構成）  第 ３４ 条　当法人に理事会を置く。  ２　理事会は、全ての理事をもって構成する。  **（権限）**  **第 ３５ 条　理事会は、次の職務を行う。**  **（１）　当法人の業務執行の決定**  **（２）　理事の職務の執行の監督**  **（３）　会長、副会長、及び業務執行理事の選定及び解職**  （招集）  第 ３６ 条　理事会は、会長が招集する。  ２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め会長  が指名した副会長が理事会を招集する。  **（決議）**  **第 ３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有**  **する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって**  **行う。**  ２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満  たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。  **（議事録）**  **第 ３８ 条　理事会の議事については、法令で定めるところによ**  **り、議事録を作成する。**  ２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印す  る。  第 １０ 章　委員会  （委員会）  第 ３９ 条　当法人の業務執行を円滑に進め、特定事項を審議検  討するため、理事会の下に委員会を置くことができる。  ２　委員会は理事、正会員、校内幹事をもって組織する。ただ  し、４分の１を超えない範囲で正会員以外の有識者を委員と  することができる。  **３　委員会はその活動状況について、定期的に理事会に報告す**  **るものとする。**  第 １１ 章　会計  （事業年度）  第 ４０ 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３  月３１日に終わる。  **（事業計画及び収支予算）**  **第 ４１ 条**　**当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事**  **業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承**  **認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と**  **する。**  **２　前項の書類については、社員総会に報告する**とともに、主  たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般  の供覧に供するものとする。  （**事業報告及び決算）**  **第 ４２ 条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度**  **終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、**  **理事会の承認を受けなければならない。**  （１）事業報告  （２）事業報告の附属明細書  （３）貸借対照表  （４）損益計算書（正味財産増減計画書）  （５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附  属明細書  （６）財産目録  **２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号**  **及び第６号の書類については、定時社員総会に提出し、第１**  **号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につい**  **ては承認を受けなければならない。**  ３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備  え置き、一般の供覧に供するとともに、定款及び社員名簿を  主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。  （１）監査報告  （２）理事及び監事の名簿  （３）理事及び監事の報酬等の規準を記載した書類  （４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する  数値のうち重要なものを記載した書類  第 １２ 章　事務局等  （事務局）  第 ４３ 条　当法人に事務局を置く。  ２　事務局には正会員の事務局長及び事務局次長等所要の事  務局員を置く。  ３　事務局長及び事務局員は、会長が理事会の承認を得て任命  し、社員総会で報告する。  （校内幹事）  第 ４４ 条　母校の現職教職員である正会員は、校内幹事とし  て、母校との調整を図りつつ、当会の事業が円滑に遂行され  るようこれを支援する。  第 １３ 章　公告の方法  （公告の方法）  第 ４５ 条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場  所に掲示する方法により行う。  第 １４ 章　補則  （最初の事業年度）  第 ４６ 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令  和○年３月３１日までとする。  （規則）  第 ４７ 条　本会の運営に必要な事項は、この定款に定めるもの  のほか、規則に定める。  **２　規則は、第１８条第６号から第８号に定める事項を除**  **き、理事会において定め、直近の社員総会に報告する。**  **附則**  １　当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとお  りである。  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　○　○　○　○  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　△　△　△　△  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　×　×　×　×  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　□　□　□　□  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　●　●　●　●  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　▲　▲　▲　▲  令和２年○○月○○日  　以上、一般社団法人浦高同窓会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。  設立時社員　　○　○　○　○　　　㊞  設立時社員　　△　△　△　△　　　㊞  設立時社員　　×　×　×　×　　　㊞  設立時社員　　□　□　□　□　　　㊞  設立時社員　　●　●　●　●　　　㊞  設立時社員　　▲　▲　▲　▲　　　㊞ | 第１条〔 名称、事務局 〕  本会は、埼玉県立浦和高等学校同窓会と称し、事務局を埼玉県立浦和高等学校（以下「母校」という。）に置く。  第２条〔 目的 〕  本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。  第３条〔 事業 〕  本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  (1) 講演会、懇親会等の開催および記念事業  (2) 会報および名簿の発行  (3) 母校および在校生への支援活動  (4) その他、本会の目的達成に必要な事業  第４条〔 会員 〕  １　本会は、正会員および特別会員をもって組織する。  ２　正会員は、埼玉県立浦和中学校および埼玉県立浦和高等学校の出身者とする。  ３　特別会員は、母校の現旧職員とする。  第13条〔 入会金 〕  本会に正会員として新たに入会する者は金２０,０００円を納付する。  第５条〔 機関および議決 〕  １　本会の機関として、総会、理事会、常任理事会、正副会長会を置く。  ２　総会は、すべての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 事業活動、予算および決算の承認  (2) 役員の選任および解任  (3) 会則の変更  (4) 会費および会員から徴収する金銭に関する事項  (5) その他、理事会が必要と認める事項  ３　総会は、毎年１回以上開催する。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  (3) 理事は、各回卒業生から各１名のほか、各地域職域同窓会および各クラブ活動ＯＢ会からも１名を推薦することができる。ただし、いずれも各母体の会員の２０名以上の推薦を必要とし、総会において選任する。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  １　会長、副会長、常任理事、理事および監事の任期は２年とする。  ２　役員は再任されることができる。ただし、会長および副会長の任期は原則として２期４年、常任理事の任期は原則として４期８年を限度とする。  第５条〔 機関および議決 〕  ４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 総会に提案する事項  (2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事項    第５条〔 機関および議決 〕  ４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 総会に提案する事項  (2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事項  第５条〔 機関および議決 〕  ４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 総会に提案する事項  (2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事項  第６条〔 役員 〕  本会に次の役員を置く。  会　　長　１名　　　　　　副 会 長　５名以内  常任理事　２５名以内  理　　事　１２０名以内　　監　　事　２名  第11条〔 顧問および名誉会員 〕  １　本会に顧問および名誉会員を置くことができる。  ２　顧問は、会長の相談に応じる者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。母校校長は顧問とする。  ３　名誉会員は、本会および母校に対して特に功績がある者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  ３　役員の選任は、次のとおりとする。  (1) 会長および副会長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。  (2) 常任理事は、常任理事会が各回卒業生推薦理事から半数程度、各地域職域同窓会推薦理事から４分の１程度を推薦し、その他は会長がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。ただし、７５歳未満の正会員を推薦する。  (4) 監事は、常任理事会がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。  第７条〔 役員の職務 〕  役員の職務は、次のとおりとする。  (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、各会議において議長を務める。  (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。  (3) 常任理事は、常任理事会において本会の事業活動を立案する。また、委員会等に属し、事業活動を円滑に執行する。  (4) 理事は、理事会において常任理事会の提案事項を審議する。  (5) 監事は、事業活動および会計を監査する。また、各会議に出席することができる。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  １　会長、副会長、常任理事、理事および監事の任期は２年とする。  ２　役員は再任されることができる。ただし、会長および副会長の任期は原則として２期４年、常任理事の任期は原則として４期８年を限度とする。  第５条〔 機関および議決 〕  ６　正副会長会は、会長および副会長をもって組織し、次の事項を審議する。  　(1) 本会の事業活動の発案  　(2) 常任理事会に提案する事項  　(3) その他、正副会長会が必要と認める事項  第５条〔 機関および議決 〕  ５　**常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって組織**し、次の事項を審議するとともに本会の事業活動を監督する。その議決は、出席者の過半数による。  **(1) 理事会に提案する事項**  　(2) その他、常任理事会が必要と認める事項  第12条〔 委員会 〕  １　本会の事業を円滑に進めるため、委員会を置くことができる。  ２　委員会は、副会長または常任理事、および正会員をもって組織する。ただし、４分の１を超えない範囲で正会員以外の有識者を委員とすることができる。  ３　委員会の名称および活動内容、ならびに委員の選任および任期については、常任理事会においてこれを定める。  第14条〔 会計 〕  本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる  第５条〔 機関および議決 〕  ２　総会は、すべての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 事業活動、予算および決算の承認  (2) 役員の選任および解任  (3) 会則の変更  (4) 会費および会員から徴収する金銭に関する事項  (5) その他、理事会が必要と認める事項  ３　総会は、毎年１回以上開催する。  第９条〔 事務局長 〕  １　本会事務局に事務局長を置く。  ２　事務局長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、会長が任命し、理事会および総会にて報告する。  ３　事務局長は、本会の庶務および会計を掌る。  第10条〔 校内幹事 〕  母校の現職教員である正会員は、校内幹事として、母校との調整をはかりつつ、本会の事業が円滑に遂行されるようこれを支援する。  附　則　　平成８年５月１２日　　改正  平成２７年５月２４日　改正 | **注１（詳細は表末に）**  **一般社団法人（以下「一社」という）としての名称となる。必要的記載事項である。**  **一社では、事務所所在地は必要的記載事項。**  **目的は必要的記載事項。**  現行とほぼ同じ規定。  （４）を除き、現行とほぼ同じ規定。  現行とほぼ同じ規定。  **将来の定款変更に備え、具体的金額は定款には明記せず、規則で定める。**  **一社の定款では全ての機関を列記せず、個々の条文に記載する。**  **現行の総会は一社では会員総会となり、**  **一社の社員総会（現行の理事会）及び理事会（現行の常任理事会）の報告を受ける場となる。ただし、会員からの質疑及び意見陳述は行える。**  **注２（詳細は表末に）**  **代議員制を採用。**  **現行の理事は一社では代議員となり、現行の総会での選任から、社員総会（現行の理事会）での選任になる。**  **推薦方法及び定員は現行会則に準じ、規則で定める。**  法人の代議員も現行の理事も任期は２年で再任できる。**定年制については現行会則に準じて規則で定める。**  **補充の代議員の任期は前任者の任期となる。代議員の選任も２年に１回となり、現行のように毎年行わない。具体的には規則で定める。**  **「社員」は社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会で議決権を有し、法人に経費を支払う義務を負う。**  **一社の社員は、現行の理事会構成員と同じである。即ち、一社の社員総会＝現行の理事会ということになる。**  **一社の社員の資格の得喪に関する規定は必要的記載事項。**  **除名、資格喪失規定は現行会則にはない。**  **現行理事会は総会提案事項を審議・議決する機関であり、最終決定機関は総会である。**  **一社の最終決定機関は社員総会（即ち現行理事会）になる。**  **規則の中でも特に重要な規定である（６）（７）（８）について、社員総会決議事項として明記した。**  **一社の社員総会決議事項には事業計画・予算が含まれていない。**  **（理事会事項である）**  **（３）決算書類の様式・名称も変わる。**  **現行の理事会は出席者の過半数で議決するが、一社の社員総会では過半数が出席し、過半数で決議する。**  **さらに特別議決では総社員の議決権の３分の２以上という厳しい要件がある。**  **現行の正副会長・常任理事は３１名、監事２名だが、一社では会長と副会長を含む理事３６名以内、監事３名以内とした。**  **一社の常務理事は、現行常任理事のうち、委員会の委員長や事務局長等を想定。**  **名誉会員及び顧問は「委嘱」を削り、第**  **２７条第４項で社員総会決議事項とした。**  **一社の理事及び監事は社員総会（現行理事会）で選任し、正副会長及び常務理事は理事会で選定する。**  **一社の理事の選出母体別配分や年齢制限等は現行会則に準じて規則で定める。**  現行会則の(３)理事の選任に関する規定は、一社の定款第８条代議員の規定と対比している。  **常務理事は、現行常任理事のうち、委員会の委員長や事務局長等を想定。**  役員任期２年で再任  できるのは現行と同じ。  **再任の詳細は、定款に定めず、現行会則に準じて規則で定める。**  現行会則には、役員の解任、報酬の規定はない。  正副会長会議にはほぼ現行と同じ規定を盛り込んだ。  現行常任理事会と一社の理事会構成員は同じである。  **（１）当法人の業務執行の決定＝事業計画及び予算である。**  **会長、副会長、業務執行理事は理事会が決める。いずれも現行は総会事項である。**  **理事会の決議は過半数の出席とその過半数で行う。**  **議事録作成を明記。**  委員会規定はほぼ現行通り。  **一社の理事会、即ち現行常任理事会への報告義務を明記した。**  **事業年度は必要的記載事項。**  **一社の事業計画書、収支予算書は会長が作成し理事会の承認を得て社員総会に報告する。即ち、理事会が決定する。**  **一社では、事業報告及び決算は監査を受けた上で理事会の承認を受ける。**  **理事会の承認を受けた書類を定時社員総会に提出し、事業報告は報告、その他の決算書類は承認を受ける。**  現行とほぼ同じ規定。  現行とほぼ同じ規定。  **公告の方法は必要的記載事項**  **第１８条第６号から第８号に関する事項を除き、規則は理事会で定めることを規定した。**  **設立時社員の氏名又は名称及び住所は必要的記載事項。** |

**注１　名称については、「一般社団法人」の文字は必要であるものの、母校名に限らず、学校の歴史や地域性など特色を表した名称も多い。他に挙がっている案を例示す**

**ると下記のようなものがある。**

**・「埼玉県立浦和高等学校同窓会」を正式名称とし、「浦高同窓会」を略称とし、「麗和会」を通称とする案**

**・麗和会**

**・浦高麗和会**

**注２　一般社団法人の構成員が極めて多数の場合、その全員（浦高ＯＢで会報麗和送付可能者は約２万２千名）が「社員」とすると、「社員総会」自体の運営が困難とな**

**る（定款変更・役員解任・解散等は、総社員の半数以上かつ議決権の２／３以上の多数を要件とする特別決議が必要だが、これはほぼ不可能である）。そこで代議員**

**（構成員である同窓会員の中から選出された者）をもって一般社団法人の社員とする「代議員制」を採らざるを得ない。**